

---

◎議案第2号 白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第2号 白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） 議案第2号 白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について。

白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年1月7日提出。白老町長。

新たな条例の制定でございますので、全文を朗読させていただきます。

白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例。

（設置）

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「法」という。）第9条第2項に規定する公共用の施設の整備またはその他の生活環境の改善もしくは開発の円滑な実施に寄与する事業に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

次のページでございます。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（基金の処分）

第5条 基金は、法第9条第2項に規定する公共用の施設の整備またはその他の生活環境の改善もしくは開発の円滑な実施に寄与する事業であって、かつ、規則で定めるものに要する経費に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

（繰替運用）

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。

白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について。

特定防衛施設周辺整備調整交付金の対象となる事業のうち、継続的な事業に要する経費の財源に充てるべく、当該調整交付金を財源とした基金を設置するため、本条例を制定するものである。

補足で説明をさせていただきます。本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金の活用につきましては、当初予算でスクールバス2台を購入する財源としていたところでございますが、経費削減のためスクールバスを1台とする減額の補正予算を昨年12月会議に上程しご承認を得たところでございます。そこで、残りの交付金をどのように活用するかということでございます。これまで当該交付金は道路や駅北広場の整備、またはパソコンの整備など主にハード整備に活用されてきております。しかし、根拠法令であります防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の第9条第2項におきまして、ハードのみならずソフト事業に要する財源として活用することができることから、今後の財政運営を考慮し、経常的な経費にも活用できるようにする考えのもと、今年度は既に経常的な経費は執行していることから、基金を設置し、その残額を積み立て、来年度の経常経費に活用しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番(前田博之君) 13番、前田です。

今、補足の説明がありまして、内容的にはわかりましたけど、さきの12月の議会で1,000万円の補正を上げましたけど、このときになぜ具体的な説明がなくて、そして正月の7日。この議案の送付も年末年始になってからの送付で一切精読して担当に聞くということもできない。それでこういう基金条例の新規の制定ということは、唐突なこういう条例の制定を上げるということは、まず一点、どうなのかということ。この12月に補正した中で、なぜきょうの説明なのか。そのときに十分にこういうことは予期されたはずなのだけでも、なぜこういうような財政運営的なことになったのか。その経緯についてまず伺います。

それと、今ソフト面で使えるとこういう言い方をしていましたけれども、この特定目的基金、この議案にも地方自治法の241条1項に基づいてと言っていますけれども、この部分は理解して質問しますけれども、本来事業名で基金積むはずだと思うのです。スクールバスを購入する事業とか。それをこの交付金に該当するこういう名称で基金に積むということについては、是非論ではなくて、その理由と、なぜ本来的に私は固有的なこういう事業をしたいのだと、白老町で。だから、この交付金を使うのだとそういう具体的な事業名が上がらず、ただ交付金事業

基金の条例を制定してしまったという部分についての考え方について伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） まず12月会議におきまして、今回この1,000万円の部分を減額補正させていただきました。その段階では理由として削減ということもございまして、何とか1台でできないかということでもずっと検討を続けてまいりました。そういった中で、最終的に1台でできるという判断のもとに減額させていただきました。先ほど今回の理由にも申し上げたとおり、それでは残りの基金をどうするかというところでございました。その財源の使い道だったのですが、どういう使い道をするかという部分では、まずは新たな事業に充てると。新たな事業というのは例えば道路事業であったり、公園であったりというふうなハードの部分というものと、それから、新規事業でソフト事業にあてるということを検討されております。またもう1つは、今回提案させていただきました基金条例を制定して基金に積み立てをすると。この3つを検討してきました。それで、12月の段階では、実は新たな事業がさらに今後新たにまた検討されて出てくる、あるいは来年度の事業を前倒しでできないかという部分も含めて検討をしてきたところでございますが、やはり今後の財政運営等も考慮したところ、毎年2,500万円とか600万円ぐらいの交付金、これをどのように使うのかということで、これまでは主にハードを使ってきたのですが、やはり経常費にも充てられるような形で少しでも経常費の財源を確保するというようなことを考えられないかという考えに基づきまして、全てを経常費というわけではございませんが、今回の交付金の一部を経常費に今後充てていきたいという考えのもとで、今回基金条例の提案をさせていただいたというところでございます。

それで、目的としましては、こういう事業基金、例えば今前田議員がおっしゃったように、何かを買うだとか、そういった部分で積み立てるとということももちろんそういう基金の使い方というのはあるかと思うのですが、今回ソフト事業にも使えるという部分では、逆にまずは今回積み立てて、来年度のいわゆる経常費のこういった部分に充てるかという部分については、今後の予算編成もございましてその中では明らかにして、新年度予算の段階でこの財源をどのような形で充てるのかという説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 若干、答弁も理解しかねるところありますけど、それはいいです。

もう1つです。そうしたら、基金を使ったときに設定の期間があるのかどうか。ただダラダラと継続されてこの基金名がそのまま予算上で載っていくのかどうか。その辺の制約があるかどうかということと、今部長のほうでこの交付金の事業はソフトにも使えると言っていますけれども、この基金条例の中の法律9条の第2項を見ると政令で決めているのです。それでこの中に結構な事業ありますけれども、主な事業はどのようなものであって、これがどういう形でソフト事業も使えるということがどこで運用規定されているのかを伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） まず1点目は私のほうから、2点目につきましては担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

まず基金の制約といいますか、期限的な部分、こういったものがあるのかということですが、これについては特にございません。ただ、今町で考えているのは、やはり特に必要なものが出てきた場合には、そちらのほうに重点的に充てるということも可能であります、ただ、やはり毎年決まったお金が交付されるわけですから、これにつきましては毎年同じような額を充当して、少しでも年度ごとに余りばらつきがないような形で運用をしていきたいというふうには考えております。ただ、何か特別必要なものが発生したとかそういった場合につきましては、この基金も含めて全額充当ということも考えられる場合があるというふうに認識してございます。

○議長（山本浩平君） 高橋企画政策課長。

○企画政策課長（高橋裕明君） この基金をつくった後の事業の具体的な使用の用途ですけれども、ここにも書いてありますように政令で定められております、具体的には、政令の14条になるのですけれども、そこにはハード整備とソフト事業ということで、今回考えられているのはソフト事業ということですので、例えば防災に関する事業ですとか、住民の生活の安全に関する事業、通信に関する事業、教育・スポーツに関する事業、医療、福祉、環境、産業などという項目がございますので、幅広い事業に充てられるということでございます。

今回の議案説明でもございましたが、基金を積むことによって翌年度に継続的に使えるということですので、今までは当該年度の事業採択を受けて夏以降ですとかそういう事業開始になったのですが、基金を積むことによって4月から実施される運営経費に充当できるということで、この基金を活用していくという趣旨でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 従前の交付金も道路に充てて、その年度、年度で整理してましたよね。今の課長の答弁を聞くと、かなり柔軟性があって町村に委ねられて、それを使わなくても次の年に繰り越しできるというように解釈されていますけれども、それだけの弾力的な運用が地方自治体でできるのかどうかということです。ということは、バスが1,000万円浮いたからとして基金に積んでいって、本来ならば戻入とか精算あると思うのですけれども、交付金の性格もそうだと思うけど、その辺をはっきりしておかないと今後また変わりますという話になったら大変なことになりますので、それが本当に間違いないのかどうか。それは防衛省のほうとちゃんと何らかの形で通達か何かが入って整理されているのかどうか。その辺を伺うことと、部長のほうから毎年同じ額とこう言いましたけど、これは誤解されないように言っておきますけれども、法律では予算の範囲においてと言っているのです。決まった額ではないと思いますけれども。その辺をちゃんと説明しておかないと誤解されると思うのですけど。その2点を伺って終わります。

○議長（山本浩平君） 高橋企画政策課長。

○企画政策課長（高橋裕明君） ただいま前田議員がおっしゃったとおりなのですが、基本的にこの事業の事業決定につきましては防衛局と事業採択を受けなければなりませんので、今回の1,000万円につきましても防衛局と調整した後に決定されるということでございます。

毎年2,500万円から2,700万円程度の交付金があるわけですが、その都度防衛局と事業調整をして決定された額ということで続けていくという考えでございます。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） ちょっと補足をさせていただきます。確かに今前田委員おっしゃったとおり、この交付金につきましては予算の範囲内ということでございますので、必ずしも2,500万円、何がしかの金額が必ず交付されるということではないということはここで申し上げたいと思います。ただ、例年、これまで同じ、似たような額が来ておりますので、今後もある程度期待を込めてこのような額で毎年財政運用できたらというふうなことで答弁申し上げたところでございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。ちょっと聞きたかったのは、1つは、要するに基金に積んだものは、うんとやさしく言えば何に使ってもいいということですよ。経常経費に使ってもいいということは何に使ってもいいというような判断で、面倒くさいことは抜きに何に使ってもいいのですかということです。まず1つ。

それと、今まで私も、今同僚議員が質問したように、今までは執行が終わった後に残の整理をきちんと、例えば駅北地区の問題なんかも整理していたような記憶なのです。今のお話ですと、例えば2,000万円でも2,500万円でも幾らでもいいのだけど、こういうもので事業を組み立てました、これだけ余りました。余った分については基金に積みますということが、簡単にできるという表現はちょっと悪いかもしれないけど、そういう操作という言葉もちょっとまずいかもしれないけど、そういうことができるというふうになってしまうのではないかと思うのです。整理しなくて、そこは予算執行で使わなかったということになればそうなります。例えば駅北の場合は最後ちゃんと整理していたような記憶。なぜそのときは、例えばこういうふうに基金に積むということがなぜできないのか。そこら辺がよくわからないのです。だから、そこは使わなかったものがそれでいいということであれば、例えば2,500万円なら2,500万円の事業計画を組んで、1,000万円使ったから1,500万円は来年度使いますとできるというふうになってしまうのではないかなと思うのだけど、そこら辺どういう考え方なのか。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） まず1点目の経常経費、今回基金に積むと。そういう中で何に使ってもいいのかということでございますが、この件につきましてはそうはならないのです。あくまでも、先ほど課長が答弁したとおり、ある程度項目が定められております。その中でもやはり防衛局のほうと協議をさせていただいた中で事業採択といいますか、事業を決定していきますので、逆に何でもかんでもいいのかということにはなっておりません。あくまでも施行令にある項目の中でもやはり防衛局のほうではこういった部分はいいいけど、ここまではいいけど、ここまではだめみたいところがございまして、その辺については防衛局とやりとりをしながら事業選択をしていくということになります。

それから、今までの駅北でも最終的に整理してきたという部分でございますが、これにつき

ましては、私の記憶でも最終的に額が確定するわけです。そうなることによって、今までいわゆる単費分も町の単独分も上乘せした上で事業を組んでいて、確定したらその部分で最終的には整理はしますけど、交付金自体を減額とかではなくて、交付決定を受けた額につきましてはすべて充当していたと。交付金は全部使っていたということでございますので、その部分では交付金を余すとかそういったことは今まではなかったというふうに記憶してございます。今回につきましては、あくまでも余ったというか、当初予定した部分が、額が出てきましたので、それについての使い道をどうするかという部分でそれも北海道防衛局のほうと協議をさせていただいた中で、そういった基金に積むことも可能だというようなことも提案されたところでありまして、そういった部分で今回その手法を選択させていただいたということでございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。わかりました。メニューがあって、そのメニューがないとだめだというのはわかりました。それで、経常経費に使ってもいいというのは、経常経費に使ってもいいけど、その中にもメニューがありますとそういうことですか。そういうことだったらわかるのです。

それともう1つ。それでは、こういう基金を新たにつくらない限りだめだと。要するに一般基金に積むということはできないと。それはなぜかという、メニューがあって、そのメニューに沿って使わなくてはいけないから、この基金でなかったらだめだとそういう意味で基金条例をつくるということなのですか。

○議長（山本浩平君） 高橋企画政策課長。

○企画政策課長（高橋裕明君） 今大淵議員のおっしゃったとおり目的をはっきりして、防衛局としてもその用途をはっきり管理しておりますので、こういう単独の基金を設けなければならないということでございます。それから、先ほどの部長の事業の項目の補足なのですが、ハードでもソフトでも共通しているのは、国がやる事業ですが、国から補助を受けた事業、そういうものに合算して充当はできないというようなことがございます。要するに町が単独でやる事業に対する交付金を入れるというのはオーケーですけど。あと、ソフト事業についてもハード、何かを建設するときの建設委託だとか請負はいいんですけど、ソフト事業に対する委託ですとか、例えば燃料費ですとか、そういうものには充当できないとかちょっと細かい項目がございます。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） 済みません、ちょっと説明不足の部分で説明をさせていただきたいと思いますが、この交付金の申請につきましては、一次申請と二次申請というのがございまして、予算上は二次分も含めた形で当初予算を組んでございます。そういった中におきまして、その約半分程度一次申請を行ってまずは交付決定がされると。その二次申請を行って、それで最終的に額が確定するということになってございます。それで、先ほどちょっと駅北のご説明をさせていただきましたが、すべて駅北に使った年もあるんですけど、やはり若干残った部分というのものもあるようで、その部分についてはほかの事業に充当して、それももちろん北

海道防衛局のほうと協議をさせていただいた上でほかの事業に充てて、それで最終的には全部交付決定額のとおり町のほうで使わせていただいたというような状況で、余ったという部分はあるのかもしれませんが、それにつきましては全て使っていたというようなことでございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。この趣旨はわかりました。ただ、私わからないというか理解できないのは、今の白老のまちの財政事情、財源不足、貯金ゼロだとかうっています。一方で貯金1,000万円積んでおくなてこんなばかげた話あるのかなと先ほどから思っていたのです。先ほどからの2人の質問でわかったのだけど、そういう思いをまず1つしたこと。

それから、バス2台の予定を1台にしたと。それでは、この予定は何だったのだと。2台使うという予定です。当初から1台にすればよかったのではないですか。そうすればこんな基金に使わなくて別な予算に転用もできただろうし。この辺が私は問題だと思うのです。

それから、もう1つ。このバスだって考えてみたら1台買えば1台古いのを使うから間に合うのだとかういう発想なのだけれども、買うのだったら2台買って1台の中古は下取りにでもやったらどうだったのですか。そうすれば、バスは新しくなったわけでしょう、2台。考え方はたくさんあるのだけど。ですから、私がどうも納得できないのは、今こういう財源不足でお金がない、お金がないと。役場の職員、幹部全てです。何かすればお金がない。これが口癖です。我々もそういうふうになってきました、最近。お金がないのだと。そうしたら一方では、この年初めに貯金1,000万円するなんて、詳しくわからない、この場にいない方々は何てばかげた話なのだと思うのです。私はです。ですから、使い道が、財源不足が生じてどうのこうのと言うけれども、なぜ1,000万円も余すような組み立てをするのか。ここところが私は大変問題だと思うのです。町民にきちんと説明できるのですか、この貯金のやり方。どうですか。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） 今のご質問でございますが、1,000万円を余してしまったということで考えれば確かにそのとおりなのかもしれないですけど、逆に考えていただければ、逆に1,000万円を無理に支出しないで来年につながるような形の財源を確保したということでご理解いただければなというふうに考えます。

○議長（山本浩平君） 辻教育部長。

○教育部長（辻昌秀君） 当初に組んだバス2台、その関連でのご質問等も出ておりました。一応バス2台を1台にするという経過については12月議会の中でもご説明しておりますけれども、具体的な路線、またはそういう部分がまだまだ固まらない中での当初予算の計上ということでございました。そういう部分では既存のバスを活用する中で1台の新規購入でやっていると、そういうことで先日説明させていただいたところでございます。ご質問の中に中古下取りというようなお話もございましたけれども、既存のバスについても防衛省の補助金が入って以前購入したそういう経過のある中で、補助金のあったものについての中古下取りとか、基本的にはそういうようなことにはなかなかならないと。また、まだ使えるという部分での位置

づけの中で既存のものも組み合わせただ中で、既存の部分を入れて2台でいけるとそういうことで見直しをしたと、そういう経過でございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 私の言っていることもあれかもしれないし、言っていることもわかるのです。私が言いたいのは、財源不足だと今大騒ぎしています、町民も。今除雪もかかるのです。また除雪に補正予算つけるのでしょうか、雪降ったら。そうしたら、こういうお金何にでも使えるのだったら除雪にだって充てられないのですか。何もわざわざこんな基金つくることないでしょう。今積んでいる基金だってもうみんな金何もないでしょう、下ろして。それに、こんなに金のないときにこんな基金を新たにつくらなければならないのですか。ここが私は不思議でどうにもならないのです。そして、何にでも使えるのだったら除雪費にだって使えるでしょうと言いたいのです。使えないのですか、それには。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） 今のご質問でございます。先ほどご質問に対して説明不足がありましたので若干説明をさせていただきたいと思いますが、今回のこの交付金の活用に関しましてはあくまでも新規事業というところがございまして、それを今これから見出す部分ができるかどうかという部分で検討させていただいた中で、なかなかそういった新たなハード事業等は難しいだろうということで、それが一つの判断として、今回、基金条例を制定させていただいたわけでございます。

それで、経常費につきましても同様でございまして、あくまでもこれから違うもの、ソフト事業でも新たなものを展開する部分に活用できるのであればよろしいのですが、既にもう執行しているものを財源振りかえとかそういう形にはできないという交付金でございますので、今回このような形を取らせていただいたということでございます。

また、今除雪のお話ございました。除雪につきましても、これにつきましてはソフト事業ということで充てられないのかということ北海道防衛局のほうにもご相談させていただきましたが、除雪につきましては充当できないという回答をいただきましたので、このような内容になってございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について、原案の

とおりに決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対 1、賛成 12。反対、5 番、松田謙吾議員でございます。

よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。